

平成21年(行ウ)第49号 木曽川水系連絡導水路事業公金支出差止

請求事件

原告 小林 收 外91名

被告 愛知県知事 神田真秋 外1名

被告ら準備書面4

平成22年5月14日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 佐治良三

同 後藤武夫

同訴訟復代理人弁護士 常川尚嗣



本準備書面においては、原告らの平成22年3月17日付け第2準備書面について反論を行う。なお、特に断りのない限り、従前使用したのと同一の略称を使用する。

第1 「第1 被告ら準備書面2に対する認否、反論」について

1 原告らは、被告らが「被告ら準備書面2」において、徳山ダム審議委員会の「徳山ダム建設事業について（意見）」（乙14）の記載に基づきなした主張を捉えて、被告らは徳山ダムの渴水対策容量を、あたかも都市用水として利用するかのように誤解していると主張している。

すなわち、被告らは、徳山ダム審議委員会の「渴水に強い木曽川水系とするため、徳山ダムにおいて渴水対策容量を確保し、異常渴

水時に木曽川水系に補給することは有効な方策である。」（乙14・3頁10行目以下）との記載について、「・・・新規利水容量の減量分が木曽川水系の異常渇水時に有効活用されることとされたものである。」と主張しているところ（被告ら準備書面2・10頁22行目以下）、この主張を捉えて原告らは、被告らが水源開発による流水の水利使用の問題と、流水の正常機能維持のための渇水対策容量の問題を混同し、徳山ダムの渇水対策容量から補給された緊急水を都市用水が利用するかのように誤解しているというのである。

2 しかしながら、被告らが上記「被告ら準備書面2」において「異常渇水時に有効活用される」と述べた趣旨は、徳山ダムにおいて確保された渇水対策容量（流水の正常な機能の維持を図るための容量）の水を「異常渇水時に木曽川水系に補給する」ことにより河川環境の改善を図ることを意図したものであることは一義的に明らかなのであり、徳山ダムの渇水対策容量を都市用水として利用するなどという内容を意図したものでないことは言うまでもないのである。

このことは、被告らが書証として提出した木曽川水系河川整備計画（乙8）及び本件導水路事業に関する事業実施計画（乙10）の内容からも明らかである。

3 したがって、被告らが、原告が言うような誤解などしていないことは明らかであり、原告らの主張は、被告らの主張を曲解するものであり、失当である。

第2 「第2 本件支出の財務会計上の違法性はどこにあるか」について

1 第1項について

(1) 原告らは、本件導水路事業は、その目的について必要性が認められないか、確認されていないことに加えて、本件導水路事業が環境に悪影響を与えるものであることを前提としたうえで、こうした事業に要する費用を負担して公金を支出することは、著しく合理性を欠き、当該支出自体において、予算執行の適正確保の見地から看過できない違法があるものであるとして、本件各支出はそれ自体に違法があるものであって、先行行為の違法性が承継されることによって違法となるものではない、と主張するものようである。

そうであるとすれば、原告らの所論は、以下に述べるとおり、全く誤りである。

(2) 本件導水路事業の必要性・有益性については、被告らが既述したとおりであって、これらを否定する原告らの主張は独自の見解にすぎないものであるが、この点は暫く措くとして、本件各支出を含む本件財務会計行為は、愛知県が負担する本件導水路事業に要する費用を支出する義務を履行するためになされるものであって、その目的は専ら先行行為によって負担することとなった義務を履行することにあり、それ以外には、いかなる目的・意図も存在しないものである。

要するに、財務会計行為は全く政策的色彩をもたない行為であって、政策的見地から財務会計行為を論じることは、明らかに誤りであるところ、原告らが、一方において、「(先行行為の)違法性が承継されて、本件支出が違法となるのではない。」として、違法性の承継を否定しながら、他方において、先行行為における目的・効果等に言及したうえで、これを本件各支出自体のものとみなして、本件各支出の違法事由として挙示することは、明らか

に論理矛盾であり、到底是認されるべきものではない。

- (3) 被告らが本件財務会計行為を行うことによって、一見すると愛知県に支出額相当の損害が発生したように見受けられるが、その一方において先行行為によって負担していた同額の債務が消滅することから、愛知県には何らの損害も発生しないことになることは、見易い道理である。
- (4) 以上詳述したとおり、地方公共団体が先行行為によって負担している義務を履行するためになされた財務会計行為については、違法性及び損害のいずれの点からみても、その存在を肯定することは、明らかに誤りというべきである。

2 第2項について

被告らが「行政行為全般における違法性の承継」と「住民訴訟における違法性の承継」の問題を整理して論じていることは、被告らの準備書面(3)を一読すれば直ちに理解できるところである。

原告らの所論に理由がないことは、被告らの準備書面(3)によって明白であり、敢えて反論の必要を認めないとところである。

3 第3項について

- (1) いわゆる一日校長事件における最高裁平成4年12月15日判決は、「当該職員の財務会計上の行為をとらえて右の規定（地方自治法242条の2第1項4号を指す。被告ら訴訟代理人加筆）に基づく損害賠償責任を問うができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。」と判示しているところ、判旨が違法性承継理論を否定するものであることは、一読して明白である。原告らの所論は、

判旨を正解しないものである。

その他原告らの所論に理由がないことについては、被告らが準備書面(3)において詳述したとおりである。

(2) 原告らは、地方財政法4条1項の規定に言及している。しかしながら、当該規定は、「最少経費による最大効果の原則を、予算執行の立場から簡潔に表現したもの」（石原信雄「地方財政法逐条解説」30頁）であるところ、先行行為によって支出が義務付けられている経費そのものを支出することがこの規定に抵触するいわれがないことは自明のことである。

4 第4項について

差止請求の対象となる財務会計行為の適否について判断の基準時が、事実審における口頭弁論終結時であることは、当然である。

このことが、違法性承継理論と全く無関係なものであることは、敢えて論じるまでもなく自明である。

5 第5項について

差止請求の対象となる財務会計行為の違法性についての主張・立証責任が原告側に存在することは当然であり、このこともまた違法性承継理論とは、およそ無関係である。

以上